

別記(四)

貴書

儀中社

トシテ内厄分ニ相成座候必目下中社、手
業ハハ運途中ノ身辺ニ危険ヲ感じ候ニ付、幸中社上場内ニ宿泊セシメ御保護
御願度、内依頼申上候尚又今後他ノ圧迫事ヨリ如何様ノ事ヲ申出テ候共其
ハ決シテ小生ノ真意ニハ棄テ老シ本人ニ関シ特ニ内依頼申上後像発生候場合
ハ小生直接上場相談申上テ可ク候ニ付、其以外ノ出来事ニ対シテハ決シテ内取上
ニ相成同敷此段内依頼申上候

昭和三年九月 日

東京金網株式会社御中

進テ

他ノ強要ニヨリ争議團ニ対シ此書提出致し候モ小生ノ真意

ニ棄テ事ヲ茲ニ声明候也

別記(四)

告知

創業以來十数年光輝アル當社ノ歴史計ラズモ今回一部ノ思想團體ニ誤ラレタル
従業員ヨリ汚臭印セシレ、ニ至リタルハ遺憾ニ堪エズ、然シテカラ幸ニ是
實ナル過半ノ善良従業員ノ手ニヨリ今ハ何等故障ナク作業ヲ履行シツ、アリ
茲ニ内信當社ニ対シテハ何等悪意ナキモ一部支持者ノ威嚇的教唆ノ爲メ止ムテク
勢ニ致セラレテ急業ノ譽ニ出テタリト認メラレ、諸君ニノミ當社左ノ條項ヲ告知
ス

- 一、誠心誠意當社ニ隔意ナキヲ披歴シテ謝罪ヲナスコト
- 二、現在加入ノ思想團體若クハ組合、脱会ヲ固ク契フコト
- 三、以上二項ノ誓約ヲ来ル十月四日午後五時マテニ申出ルコト
- 右三項ノ申出アリタル時ハ當社ハ引續キ當社従業員トシテ勤続セシムベシ
- 猶止ムナキ事情ノ為メ本人出頭シ能ハカルモノハ右期日迄ニ當社人事係ニ到達ス
レマウ書面ヲ以テ上記誓約書ヲ自署捺印、上提出スルニ於テハ後日詮議ノ上勤続
セシムルコトアルベシ

告知候也

昭和三年九月二十九日